

法律であなたを照らすナビゲーション・マガジン

ほうえらす

春

Spring

vol.8
2009.4.1

〈特集〉

いよいよスタート! 裁判員制度p4

〈インタビュー〉

読売新聞東京本社代表取締役会長

滝鼻卓雄さん

「裁判員制度、国民の自覚を促す
役割の一端はメディアが担う。」p2

暮らしの法律相談p6

my job 私はこんな仕事をしていますp7

データで見る法テラスp8

これは使える! 法テラス・ホームページp8

スタッフ弁護士からのメッセージp9

法テラス・活動報告p10

みなさまからのギモン・しつもんにお答えしますp11



法テラスは、国が設立した公的な法人です。

法テラスとは、日本司法支援センターの愛称です。法律によってトラブル解決へと進む道を指し示すことで、社会を明るく「照らす」という意味を込めています。悩みを抱えている方々にくつろいでいただける「テラス」(さんさんと陽が差し、気持ちの良い場所というイメージを持つ)のような場でありたいという思いも込めています。



東大安田講堂裁判で 始まった司法記者時代

篠塚…滝鼻さんは1963年に読売新聞に入社されて司法担当記者もされていたとかがつていますが、当時の司法界の様子はいかがでしたか。
滝鼻…私の司法記者としてのスタートは、東大安田講堂事件の裁判でした。司法担当になる前から事件の取材をしていたので、社会部のデスクに「被告人といっしょに裁判所に行け!」と、送り込まれた感じでした。

※東大安田講堂事件
1969年1月18、19日、学園紛争の激化により全学共闘会議(全共闘)が占拠していた東京大学本郷キャンパスを、警視庁の機動隊が封鎖解除した事件。

篠塚…被告人が多すぎて個人では間に合わず、グループ単位で裁判が行われたんですね。

滝鼻…被告人が裁判に出廷しない、弁護士が裁判の途中で姿を消してしまうという異常事態のなか、被告人不在のまま判決が言い渡されました。その欠席裁判が合憲か違憲かも争われ、裁判所も弁護士も検察官も全員が戸惑っていたと思います。

篠塚…あれだけの騒ぎになったのは初めてでしたからね。

滝鼻…この裁判で私は刑事訴訟法をかなり勉強しました。結局欠席裁判でも合憲という判断が下されましたが、弁護士が自ら退廷してしまうことに対しては、私は違和感を覚えます

した。本当に被告人の利益が守られたのかなと。一方、当時の裁判所は今より自由闊達な空気があったように思うんです。私の司法記者としての基本方針は、関係者すべてに直接取材することでした。刑事事件なら被告人、被害者、検事、弁護士、そして裁判官。裁判官が一番難しかったですね。取材することには何の違法性もないんですが、裁判官が新聞記者と直接会おうとはしない。

篠塚…それでもあきらめなかったのですね。
滝鼻…裁判官は難しい言葉を使うでしょう。それで裁判官に「わからないまま報道していいのか」とつめ寄ると、「じゃあ、いらつしやい」と会って解説してくれた。ところが今の記者たちに聞くと、なかなか会ってくれないんだそうです。私は記者の力不足だつて言っているんですが(笑)。

篠塚…司法記者はどのくらい務められたのですか。

滝鼻…結局12年現場にいましたね。それで、やり残したことがひとつあるんです。それは最高裁判所のインサイド・ストーリー

正義の実現は国民の責任 裁判員制度で自覚を促す

がうまく書けなかったこと。70年代から80年代、私たちは「揺れる司法」と呼んでいましたが、公務員の政治活動や労働問題で最高裁の判断基準が動いた時代でした。そのときの裁判官はどう考え、どう評議していたのか。そんな最高裁の内幕を最後のライフワークとして書きたいと思っています。

篠塚…そのような時代を経て、司法制度改革が大詰めを迎え、裁判員制度がいよいよスタートします。この制度についてはどのようにお考えですか。

滝鼻…制度に関しては、肯定的な考えを持っています。国会に参考人として呼ばれた際にもそのような意見を申し上げました。国民の意識が高まっているか、十分理解されているかなど、不安な面もありますが、国民と司法の距離を縮め、国民の司法参加を促進するという意味では、いい制度だと思っています。しかし、できあがった制度を見て、予想外だったことが2つあります。ひとつは6対3という構成の問題。

篠塚…民間の裁判員が6名、プロの裁判官が3名の点ですね。

滝鼻…民間人は倍くらいいなければプロの裁判官と対等に議論できないだろうという判断だったのではし



読売新聞東京本社
代表取締役会長た き は な た く お
滝鼻卓雄さん

〈プロフィール〉1939年、東京都出身。慶応義塾大学法学部卒。63年、読売新聞社に入社。85年、論説委員。法務室長、社会部長、総務局長などを経て04年1月、東京本社代表取締役社長兼編集主幹に就任。同年8月から読売巨人軍取締役オーナーを兼任。07年6月より東京本社代表取締役会長に。08年10月、日本司法支援センター顧問に就任。

裁判員制度、国民の自覚を促す 役割の一端はメディアが担う。

も変わつてくると思います。メディアの役割は重大ですね。

滝鼻…日本では明治以来、「正義の実現」はお上の仕事だと考えられてきました。だからほとんどの裁判は職業裁判官が裁いてきた。「正義の実現の責任は国民にある」という自覚が育っていないんです。

篠塚…「与えられた正義」ですね。

滝鼻…裁判員になることは法律上の義務になっていきます。正義を実現するために働くんだという自覚を作れるか。その役割の一端はメディアが担うことになるでしょうね。

篠塚…裁判員制度が始まることで、新聞の紙面づくりは変わりますか。記者の数を増やすとか。

滝鼻…裁判記事の扱いは基本的に変わらないでしょう。第1号の裁判は相当大きな記事になるでしょうし、

各事件での裁判員の選考過程にもニュース価値があると思います。それを興味本位にならない範囲でどこまで伝えられるか。それは記者の数より質、記者の取材力にかかっていると思います。

知名度アップのためには 人が集まる場所でPRを

篠塚…法テラスも設立から4年目を迎えるようとしています。身近な相談窓口としてもっと気軽にご利用いただくために、何が不足していると思われませんか。

滝鼻…先日コールセンターを見学させていただき、非常にいい雰囲気です。緊張感ある仕事をされているなと感じました。新聞社にも読者センターがあるの、お互いに情報交換したらいいとセンター長に伝えました。この

ように気軽に相談できるところがあるのだから、紛争の解決をアウトロー（無法者）に委ねる昔の日本の悪しき習慣はすぐに改めるべきですね。篠塚…そのために津々浦々まで法テラスの存在を周知させることが、今の課題です。

滝鼻…08年2月、巨人軍の宮崎キャンプに行ったとき、宮崎地検の検事正が来て、「キャンプ地にテントを張らせてほしい」と言うんです。裁判員制度のPRをしたいのだけれど、地検にはそのための予算が十分ではない。だから毎日一万数千人が集まる宮崎キャンプでPRしたいと。けっこう効果はあったみたいですよ。

篠塚…いいお話ですね。

滝鼻…認知度を高めるためには人の集まるところでPRするべきです。新聞記事や広告も必要ですが、法テラスが外に出ていくことで司法と国民の距離を縮められると思うんです。

篠塚…実は今年1月2日に、東京ドームで行われたマスターズリーグでチラシを配らせていただいたんですよ。（10ページ参照）

滝鼻…いいところに目をつけましたね。検察庁とか裁判所とか、人が避けて通りたいところでPRしていったってだめですから（笑）。

篠塚…本日は興味深いお話をいただき、ありがとうございました。



うか。今でも民間人が多い気がします。もうひとつは裁判員が量刑まで関わるということです。量刑を決める評議に裁判員が参加することは果たしていいのか。国民がいちばん戸惑うところだと思います。

篠塚…そのような国民の意識と制度のギャップは、メディアの情報によって

特集

いよいよ

5月21日
(木曜)

スタート!

裁判員制度

法テラスは裁判員制度の実施を支えます。



法テラスと裁判員制度が広報において協働していくことを表すコラボレーション・ロゴマーク

裁判員制度は、殺人など重大事件の刑事裁判に国民から選ばれた「裁判員」が参加する制度です。

法テラス設立のきっかけにもなった司法制度改革の柱のひとつとして「国民の司法参加」が提案されて以来、10年近くに及ぶ検討・準備を経て、いよいよ5月21日にスタートします。

裁判には全く縁のない生活をしてこられた方々にとつて、人を裁くことへの抵抗感や日々の忙しさから、参加をためらう声も聞かれます。

裁判員制度は、国民の感覚を裁判に反映することによって司法に対する国民の理解を深める目的で導入されました。

円滑に実施され、日本社会に根付いていくよう、法テラスは裁判員制度の実施を支えていきます。

6人の裁判員が3人の裁判官と一緒に審理から判決まで行います。

裁判員が扱う犯罪(一部)

- 殺人(人を殺した罪)
- 強盗致死傷(強盗が、人にけがをさせ、あるいは死亡させた罪)
- 傷害致死(人にけがをさせ、その結果死亡させた罪)
- 現住建造物等放火(人が住んでいる建物に放火した罪)
- 身代金目的誘拐(金をとる目的で人を誘拐した罪)

裁判員法の施行日(2009年5月21日)以降に起訴された事件が対象です。

逮捕・勾留・捜査

起訴

公判前整理手続

公判(裁判)

裁判員はココにかかります。

法廷

1 審理

手続はこのような進みます。

- ①人定質問(氏名、生年月日などにより、被告人本人であることを確認する)
- ②起訴状朗読(検察官が起訴状を読み上げる)
- ③意見陳述(被告人と弁護人から、起訴状に対する言い分を聞く)
- ④冒頭陳述(検察官、弁護人が、証拠により証明しようとする事実を説明する)
- ⑤証拠調べ(検察官や弁護人が提出した証拠を調べたり、証人や被告人に対する質問を行う)
- ⑥論告(検察官が、事実関係や法律的問題などの意見を述べる)
- ⑦求刑(検察官が、被告人に与えるべきと考える刑を述べる)
- ⑧弁論(弁護人が、事実関係や法律的問題などの意見を述べる)
- ⑨最終陳述(被告人が意見を述べる)

*裁判員から証人や被告人に対して質問することもできます。

評議室

2 評議

法廷での証拠調べの結果を踏まえて、被告人が有罪か無罪か、有罪だとしたらどんな刑にすべきか裁判官と一緒に議論し、決定します。

刑の決め方

●検察官や弁護人は、刑について自らの意見を主張しますし、裁判官から必要に応じて同じような事件で過去にどのような刑が科されているのかわかる資料が提供されます。これらを参考にして、裁判員は自分の感覚に基づいてどんな刑にすべきかという意見を述べます。

●評議・判決における裁判官と裁判員の意見の重みは同じです。ただし、裁判員のみの意見では被告人に不利な判断をすることはできず、裁判官と裁判員の双方の意見を含んでいる必要があります。

例) 裁判員5人が有罪としたのに、裁判員1人と裁判官3人が無罪とした場合には、多数意見は有罪ですが、有罪とした裁判官が1人もいないため有罪とすることはできず、無罪になります。

法廷

3 判決

評議の結果に基づき、裁判官が被告人に判決を言い渡します。

約7割の事件は審理から判決まで3日以内に終わると見込まれています。

国民の感覚を裁判に反映させ、 司法への理解と信頼が深まることが期待されます。

なぜ、裁判員制度が
導入されたのでしょうか。

これまでの裁判は、検察官や弁護士、裁判官という法律の専門家が中心となつて行われてきました。丁寧で慎重な検討がなされ、その結果詳しい判決が書かれることによつて高い評価を受けてきました。反面、専門的な正確さを重視する余り、審理や判決が国民には理解しにくい、あるいは判決まで長い期間を要する事件もあるなど、司法を近寄りがたく感じさせる一因になつてきた面もありました。

そのような反省から、司法制度改革では、一般の国民が裁判の過程に参加し、裁判内容に国民の健全な社会常識が反映されることによつて、国民の司法に対する理解・支持が深まり、司法がより強固な国民的基盤を得られるようになるとの理由から、「裁判員制度」が構想されたのです。

裁判員の負担を減らすため、「公判前整理手続」という、公判の前にあらかじめ争点や証拠を整理し、法廷で行われる審理の計画を立てる手続が導入されるなど、裁判員制度は裁判の迅速化や、裁判手続の分かりやすさにも役立つものと思われま

裁判員が決まるまで

毎年秋

裁判の
6週間前
まで

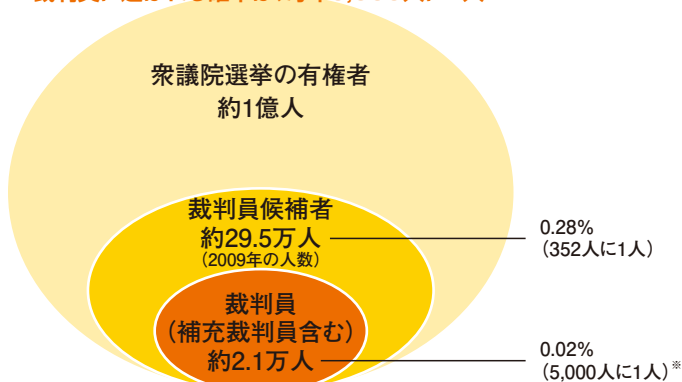
裁判当日

各地の地方裁判所は、毎年秋頃、翌年1年間に裁判員候補者となる人をその地域の有権者の中からくじで選んで候補者名簿を作り、11月頃までに候補者に通知します。調査票が同封され、裁判員になれる職業でないかの確認や、辞退希望の有無や理由を尋ねられます。

地方裁判所は裁判員裁判の対象事件が起訴されることに裁判員候補者を候補者名簿からくじで選び(50〜70人程度)、裁判の6週間前までに呼出状を送付します。質問票が同封され、辞退希望の有無や事情を尋ねられます。

裁判長との面接の後、辞退が認められた人などを除いた裁判員候補者の中から、くじで6人の裁判員と数人の補充裁判員が選任されます。

裁判員に選ばれる確率は、毎年5,000人に1人



※2007年の裁判員裁判対象事件数を前提に試算
(選ばれる確率は、事件数や人口の増減に伴って変動するため、同じ地域でも年によって違います。)

裁判員にできない人

国会議員、法曹資格者(弁護士など)、警察官、自衛官 など

希望すれば辞退が認められる人

70歳以上の人、学生、重い病気やけがの人、妊娠中や出産直後の人、親族や同居人の養育・介護が必要な人 など

法テラスは、このように
裁判員制度を支えます。

裁判員制度に関する情報提供

法テラス・コールセンターでは2007年10月から、最高裁判所・法務省・日本弁護士連合会の協力を得て、裁判員制度に関する情報提供を行っています。これまで寄せられたお問い合わせはおよそ4500件。裁判員候補者への通知が発送された直後の昨年12月は2500件近くにのぼるなど、関心の高まりとともにお問い合わせも増えています。

「どのように選ばれるのか」、「裁判員が何をするのか」、「裁判員が守らなければならないことは何か」など、お問い合わせ内容は様々です。法テラスでは、国民が疑問や不安に感じられるこれらの内容を幅広くカバーしたQ&Aを備えて、お問い合わせに対応しています。そのうちのいくつかを、6ページの「暮らしの法律相談」〜裁判員制度に関するQ&A〜で紹介しています。

国選弁護人の確保と、迅速・確実な指名通知

裁判員制度では、裁判員の負担を考慮して短期間に集中して公判が開かれるため、被告人に付く弁護士(弁護人)の負担も相当大きくなります。

貧困などの理由で弁護人を依頼できない被告人に国の費用で弁護士を付ける「国選弁護人制度」において、裁判所からの依頼を受けて国選弁護人候補を指名し、裁判所へ通知する役割を担っている法テラスとしては、裁判員裁判に対応できる国選弁護人を十分に確保したうえで、裁判所からの依頼があった場合には迅速・確実に指名・通知をすることができるよう、態勢整備に努めています。

裁判員制度についてお知りになりたいことは、法テラス・コールセンターへお気軽にお問い合わせください。

0570-078374 平日9:00〜21:00 土曜日9:00〜17:00

暮らしの法律相談

法テラスでは、法的トラブルの解決に役立つ法制度情報の膨大なデータベースを備えて、皆様からのお問い合わせに対応しています。ここでは、法テラスで実際にご提供している法制度情報の中から、裁判員制度に関するものをご紹介します。

裁判員制度に関する

A&Q



Q 裁判員を選任するとき、性別・年代・職業等のバランスは考慮されるのですか？



A 裁判員は無作為のくじによって選任されるので、年齢・性別・職業などのバランスは考慮されません。ただ、くじのもととなる名簿自体が有権者の中から無作為に作成されるので、最終的な構成も国民の分布をある程度反映したものであると思われる。



Q 裁判員になって仕事を休んだために、会社で不利な扱いをされるのではないかと心配です。



A 裁判員の仕事のために必要な休みをとることは労働基準法で認められていますし、裁判員として仕事を休んだことを理由に、解雇や減給などの不利益な扱いをすることは裁判員法で禁止されています。これは、裁判員候補者として裁判所に出向く場合も同様です。



Q 裁判所が自宅から遠いのですが、宿泊費は払ってもらえるのですか？



A 前日に自宅を出発しなければ指定された時間に裁判所に間に合わない、あるいは裁判終了後、当日中の帰宅が困難な場合など、宿泊する必要があると認められる場合には宿泊料が支払われます。金額は、実際にかかった宿泊費ではなく、最高裁判所規則で決められた定額（裁判所の所在地により7800円または8700円）です。

また、裁判員には、裁判所までの交通費のほか、日当（1日あたり1万円以内）が支払われます。



Q 裁判員の仕事をしている間、休み時間などに会社や取引先と仕事上の電話をすることはできますか？



A さしつかえありません。例えば、特定の時間に連絡をとる必要があるれば、裁判長に申し出れば、休憩のとりかたについて配慮してもらうこともあります。



Q 法律のことは全くわかりませんが、事前勉強をしておく必要はありますか？



A 裁判員の仕事は、法廷でのやりとりや証拠をもとに、ご自身の良識に基づいて判断していただくので、事前に勉強しておく必要はありません。もし裁判員に選ばれてから法律の知識が必要になる場合は、裁判官がその都度わかりやすく説明します。

むしろ法律の専門家とは違った視点から意見を述べていただくことは、多様な知識や経験を裁判に反映させるといふ裁判員制度の目的にもかなうものです。

関係機関との連携強化で 安心できる情報提供を

法テラス神奈川では、毎月1000件ほどある相談のうち自治体など関係機関からのご紹介が3割以上を占めています。関係機関の担当者を対象とした説明会を行ったり、民生委員の集まりにうかがうなど、連携の強化に積極的に取り組んできた関係がいきえていますね。関係機関と法テラスがお互い顔の見える関係になり、業務内容を正確に理解しあうことではじめて、相談者に安心感を与えられる情報提供ができるのだと思います。

業務開始から2年半、新規業務であった情報提供のあるべき姿を模索してきました。情報提供は法テラスの行う業務のひとつであるとともに、すべての業務の入口でもあり

地方
事務所

法テラス神奈川
総務・総合受付課

やまもとふみこ
山本文子

ます。単に法制度や相談窓口情報の提供にとどまらず、その方のニーズに応じて、たとえば民事法律扶助や犯罪被害者支援、受託業務など法テラスが提供できる法的サービスにつなげられれば、ワンストップ(必要な手続きを1か所ですませられること)の解決も可能になります。これは法テラスならではの強みであり、法テラスが設立された目的のひとつもここにあると思うのです。

そのため職員は、自分の担当分野だけでなく法テラスの業務全般、さらには社会の変化に応じた新たな法的トラブルにも対応できるよう、勉強会や研修を企画し、日々研鑽に努めています。



my job ②

——情報提供業務——

私はこんな仕事をしています

法テラスの職員が、自分の仕事について語る「my job」。

第2回は、情報提供業務に携わる3名です。

消費生活センターの相談員の仕事を十数年していますが、法テラスが設立されたことの意義は非常に大きいと感じています。トラブルを抱えると多くの人は混乱し、どう対応すればよいか正しく判断するのは容易ではありません。法テラスは気軽に相談できて解決への道案内を受けられますので、負担は相当軽減されると思います。

法テラスで情報提供を行う窓口対応専門職員には私のような消費生活相談資格者のほか、犯罪被害に詳しい人、家裁の調査官だった人もいて、お互いに情報交換もしていますので、相談内容に応じて最適な案内ができるのが、法テラスのよさですね。

私が心がけているのは、相談者の話をじっくりと聞くことです。はじめはパニックになっているも、思いを十分に話すことで気持ち整理されて、ご自分で状況が理解できる方も多いのです。

また、法令の施行や改正に対応するため、研修会や勉強会などに自主的に参加して常に新しい知識や情報を収集することにも努めています。

私たちは毎日何件ものご相談をお受けしますが、相談される方にとって法的トラブルは一生に何度もあることではありません。相手の立場になって親身に対応して、法テラスに相談してよかったと思っていただくこと、それがやりがいです。

地方
事務所

法テラス東京
窓口対応専門職員

いいのゆきえ
飯野由喜枝



解決への道案内、法テラス設立の意義は大きい

オペレーターの満足が 相談者の満足につながる

私がオペレーター(OP)として法テラス・コールセンターに入ったのが開業の1か月後。はじめのうちはひっきりなしにかかってくる電話に緊張しっぱなし。対応が冷たいとか、心がこもっていないとか、当時のスーパーバイザー(SV・管理者)にはずいぶん指導を受けましたね。

今は自分がSVとしてOPのフォローと管理・教育を行う立場になりましたが、OPの大変さはよくわかります。法テラスは民間企業のコールセンターのように決まった商品があるわけではないので、どんなお問い合わせがくるのか予想がつきません。お話をうかがいながら、考え、気付き、相談者にとって最適な情報をご提供しなければなりません。しかも法改正への対応など把握しておかなければならない情報もどんどん増えます。相談者をお待たせしないよう、そしてOPの負担を軽減するため、迅速な対応を心がけていますので、工作中はコールセンター内を走り回っています。

コールセンターの仕事のやりがいは、相談者の方に満足していただくことだと思うのですが、SVとしてはさらに、OPにも満足してほしいんです。それがひいては相談者の満足につながると思っていますから。OPの対応がだんだんよくなっていく、成長を感じられるのも、やりがいのひとつですね。

法テラス
コール
センター

スーパーバイザー
ながさきようすけ
長崎陽介



社会問題を反映するお問い合わせ内容

法テラス・コールセンターの利用状況から

振り込め詐欺や労働問題が増加

法テラスコールセンターに寄せられるお問い合わせの内容は、①借金、②男女・夫婦、③相続・遺言が、常に上位3位を占めていますが、詳しく分析してみると、その時どきの社会問題を反映し変化していることがわかります。

たとえば、2007年度は毎月20件前後だった「振り込め詐欺」に関する問

い合わせが、2008年度は40件前後で推移するようになり、10月には80件近くに達しました(図1)。これは被害が過去最多になったことを反映しています。

また雇用情勢の悪化を受け、2008年秋以降は、雇用や職場など「労働問題」に関する問い合わせが件数、割合ともに増加傾向にあります(図2)。

法テラスでは、常に移り変わる社会の動きを敏感にとらえ、適切な解決方法への道案内を行っています。

図1・「振り込め詐欺」の問い合わせ件数推移

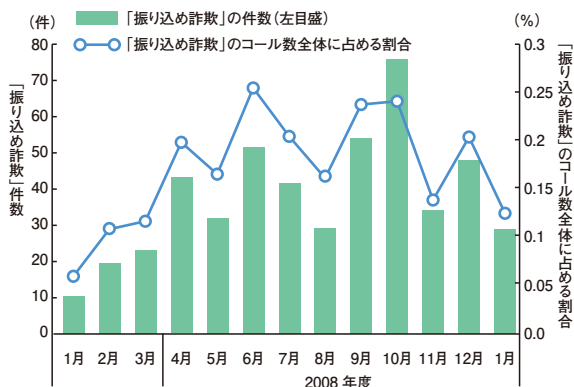
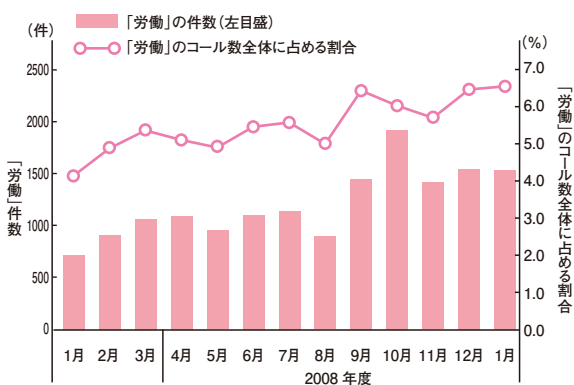


図2・「労働」に関する問い合わせ件数推移



法テラス・コールセンター
おなやみなし
0570-078374
平日9:00~21:00
土曜日9:00~17:00

これは使える！法テラス・ホームページ③ FAQ検索

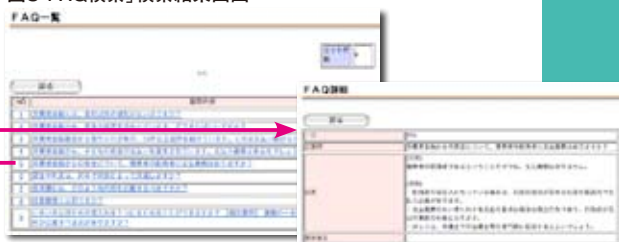
図1・「FAQ検索」画面の入り口



図2・「FAQ検索」キーワード入力画面



図3・FAQ検索」検索結果画面



法テラスでは、様々なお問い合わせに適切・迅速にお答えできるよう、FAQ (Frequently Asked Questions = よくある質問と答え) のデータベースを備えています。これは法的トラブルに関連する法律や制度などの情報を「一問一答」形式で整理したもので、法律の改正やお問い合わせの傾向などに合わせて常に更新・追加されています。

現在FAQの数は約3500件にも達しているのですが、このうち、お問い合わせの多い約700件を、法テラスのホームページで公開しています。

それが「FAQ検索」。トップページには専用のボタンがあるほか(図1①)、すべてのページでヘッダー(図1②)から検索画面にアクセスすることが出来ます。例えば、図2のように「借金 利息」で検索すると、このキーワードに関連する「質問」の一覧が表示され(図3)、それぞれの質問に対する「答え」をご覧いただけます。

専門家に相談する前の情報収集や、トラブル予防などにお役立てください。

スタッフ弁護士からのメッセージ

日本には、弁護士や司法書士といった法律専門家の法律サービスを受けにくい地域がまだまだ多く残されています。そのような地域でも司法に気軽にアクセスできるようにしたのが、法テラスの「スタッフ弁護士(常勤弁護士)」。現在100名を超える弁護士が全国津々浦々に赴任し、活躍しています。

茨城県下妻市の萩原慎二弁護士もそんな一人です。

法テラス下妻
法律事務所

執務室にて



3

法テラス下妻法律事務所
(下妻地域事務所)

はぎわらしんじ
萩原 慎二



JA常総ひかり女性部の方々に囲まれて

私は、映画「下妻物語」の舞台となった茨城県下妻市でスタッフ弁護士をしています。

事務所は関東鉄道常総線下妻駅近くのJA常総ひかり県西会館1階にあり、毎週水曜日の午後には地元の農家の方々が建物の前で新鮮な野菜を売っています。

現在、茨城県内には私を含めスタッフ弁護士常駐の法律事務所が3つあり(水戸、下妻、牛久)

久)、茨城県全体の法的ニーズに対応できる体制が整いつつあります。

法テラスを知ってもらうため、私は法テラスの制度説明+法律問題(相続や消費者被害などのミニ講義(計1時間程度))を、社会福祉協議会などの関係機関担当者や市民向け講座、高校の出前授業などで積極的にを行っています。制度は、多くの人知って利用してもらうことで、改善していくものだと思います。

ここで弁護士に法律相談をするときのポイントを説明します。ポイントは2つあります。ひとつは紛争の経緯を時系列で示したメモを作っておくことです。弁護士はメモを見て質問していき、事実関係や人間関係をつかんでいきます。もうひとつは紛争に関する資料をできる限り持つということです。紛争の類型によって必要な資料はある程度決まってきます。資料が必要なものと不要なものかの判断は弁護士がしますので、迷ったら全て持ってきてください。相談者の方が不要だと思っていた資料が実は重要だということもあるのです。

弁護士の仕事は依頼者の方と共に紛争解決を目指していくものだと思います。これからも依頼者の協力を得ながら、正確・迅速・誠実な事件処理を行い、よりよい明日への一歩を踏み出すためのお手伝いをしたいと思っています。

法テラス・活動報告

2008年12月
法テラス本

全国の警察署と交番にステッカーを配布

法テラスでは、警察庁のご協力をいただき、2008年12月、全国の警察署と交番合わせて約7500か所にステッカーを配付しました。

警察には日々数多くの相談が寄せられますが、警察では対応できない民事関係の法的トラブルなどの場合はすぐに法テラスをご紹介します。ただ、法テラスコールセンターの電話番号と受付時間等を記載しています。



ステッカーは大小2種。
大はタテ7cm×ヨコ10cm。
小はタテ3.5cm×ヨコ5cm。

電話機やデスクの上などに貼れるシール式になっています。

金銭問題、夫婦・男女問題、相続・遺言など法的トラブル各種のご相談はこちらです。

おなやみなし
0570-078374
なくことないよ
犯罪被害者支援ダイヤル **0570-079714**
平日 9:00~21:00 土曜日 9:00~17:00

夜間・土曜日もどうぞ。

日本司法支援センター
法テラス
「法テラス」は国が設立した公的な法人です。

1月24日
各 地

全国一斉無料法律相談会を開催

法テラスは日本弁護士連合会、各地の弁護士会と共催で、1月24日の「法律扶助の日」の前後に多重債務者救済のための無料法律相談会を開催しま

した。

景気悪化のなか、多重債務問題にまだまだ改善が見られないことから企画したもので、全国で1600人余の法律相談

をお受けし、うち約300人の方には自己破産等の法的手続を行うための弁護士・司法書士費用を立替える民事法律扶助制度をご利用いただきました。

1月2日
法テラス本

プロ野球マスタースリーグで広報活動

2009年1月2日、法テラス本部の職員有志とその家族ら十数名が、「プロ野球マスタースリーグ」が開催された東京ドームの入場ゲートで法テラスの利用方法などを説明したチラシを配布しました。

マスタースリーグはプロ野球OBにより構成されるリーグで、当日は江夏豊監督の東京ドリームス vs 池永正明監督の福岡ドラゴンズの試合が行われ、3万人を超える来場者がありました。



東京ドームのメインゲート。白いジャンパーが法テラスです。

なまから
ギモン
いつもん

法テラスの？にお答えします。

その2

法テラスは、司法を国民に身近なものにするため、2006年4月に設立されました。

誕生してちょうど3年。法テラスのことをみなさまにもっと理解していただけるよう、

お問い合わせをいただくことの多いご質問にお答えしていきます。



Q 法テラスにはいろんな種類の事務所があって、違いがよくわかりません…

私がお答えします



A

法テラスには、①地方事務所、②支部、③出張所、④地域事務所、という4種類の事務所があります。

設置の目的がそれぞれ異なるため、扱う業務の範囲も違います。

①地方事務所は、全都道府県の県庁所在地に各1か所、北海道は札幌以外に3か所（函館、旭川、釧路）、合計50か所あります。都道府県内の支部・出張所等の事務所を管轄する役割をもち、これらの事務所と区別するため、本所（ほんしょ）と呼ぶこともあります。

②支部は全国に11か所あります。人口や裁判事件数が多い都市など、本所だけではカバーしきれない地域の事件を管轄します。

③出張所は、東京に5か所（新宿、上野、池袋、渋谷、八王子）、大阪に1か所（堺）あり、民事法律扶助業務を中心に、情報提供業務等も行っています。

④地域事務所は、弁護士の数が少ないなどの理由で法律サービスが行き届かない地域に設置する事務所です。現在26か所あり、法テラスに勤務するスタッフ弁護士が常駐しています。

地域事務所には2つの種類があります。

1つは司法過疎地とよばれる弁護士へのアクセスが困難な場所に設置する事務所です（現在22か所）。一般の開業弁護士と同様の有償による法律相談や事件の受任を含む、法律

サービス全般の提供を行っています。

もう1つは、司法過疎地ではないものの、民事法律扶助事件や被疑者・被告人の国選弁護士、国選被害者参加事件を取り扱う弁護士の数が少ない地域で、おもにこれらの事件を扱うために設置する事務所です（現在4か所）。

事務所の種類	①地方事務所 (本所)	②支部	③出張所	④地域事務所	
				司法過疎 地域事務所	扶助・国選 地域事務所
正式名称	日本司法支援センター●●地方事務所	日本司法支援センター●●地方事務所▲▲支部	日本司法支援センター●●地方事務所▲▲出張所	日本司法支援センター●●地方事務所▲▲地域事務所	
愛称	法テラス●● 例:法テラス東京	法テラス▲▲ 例:法テラス多摩	法テラス▲▲ 例:法テラス新宿	法テラス▲▲ 例:法テラス佐渡	
扱う業務	法テラスが行うすべての業務	法テラスが行うおもな5つの業務	民事法律扶助業務等	法律サービス全般(有償による法律相談・事件の受任も含む)	民事法律扶助、国選弁護等関連業務
設置場所	全国に50か所 都道府県庁所在地(47か所)のほか、北海道に3か所(函館、旭川、釧路)	全国に11か所 多摩(東京立川)、川崎・小田原(神奈川県)、川越(埼玉県)、松戸(千葉)、沼津・浜松(静岡県)、三河(愛知)、阪神・姫路(兵庫県)、北九州(福岡)	東京に5か所 大阪に1か所 新宿・上野・池袋・渋谷・八王子(東京)、堺(大阪)	22か所 江差(函館)、宮古(岩手)、会津若松(福島)、秩父(埼玉)、牛久(茨城)、下田(静岡)、佐渡(新潟)、可児(岐阜)、魚津(富山)、福知山(京都)、南和(奈良)、倉吉(鳥取)、浜田(島根)、須崎・安芸(高知)、香岐・五島・対馬(長崎)、鹿屋・指宿・奄美(鹿児島)、延岡(宮崎)	4か所 熊谷(埼玉)、下妻(茨城)、松本(長野)、佐世保(長崎)

(設置場所は2009年3月末時点)

▶ 松江駅前のビル内で臨時の情報提供（島根）



▶ 巣鴨とげぬき地蔵で広報物配布（東京）



〈これまでの活動例〉

4月10日は法テラスの日

2009年4月10日、法テラスは設立3周年を迎えます。

設立記念日であるこの日を「法テラスの日」とさだめ、毎年全国各地でさまざまな記念行事や広報活動を実施しています。

今年も無料法律相談会のほか、街頭でのオリジナルグッズ配布などを展開する予定です。イベントの詳細については、法テラスホームページまたは最寄の法テラス地方事務所までお問い合わせください。

法テラスは各種のご寄附をお受けしています

寄附金は、法テラスが行う過疎地域への法律事務所設置、資力のない方への法的支援など、公益性の高い各種業務に使用させていただきます。

..... 個人の方からのご寄附、遺言によるご寄附、相続財産のご寄附、法人様からのご寄附

法テラスは、特定公益増進法人に指定されていますので、寄附をしていただいた方は、所得税、相続税、法人税の優遇措置を受けることができます。

..... しょく罪寄附

しょく罪寄附とは、覚せい剤取締法違反、贈収賄、脱税など被害者のいない刑事事件や、被害者に対する示談ができない刑事事件などの場合に、被疑者・被告人が事件への反省の気持ちを示すために公的な団体等に対して行う寄附です。裁判所により情状の資料として評価され、弁護人からも反省の気持ちを表すのに有効であるとの感想が寄せられています。

2007年度は、約1億3千万円のご寄附をいただきました。
ご寄附のお申込み・お問い合わせは、法テラス本部または最寄の地方事務所へ

日本司法支援センター
法テラス 法テラスは、国が設立した公的な法人です。

■法テラスコールセンター



0570-078374

IP電話・PHSからは 03-6745-5600

■犯罪被害者支援ダイヤル



0570-079714

IP電話・PHSからは 03-6745-5601

平日9:00～21:00・土曜日9:00～17:00

法テラス

検索

<http://www.houterasu.or.jp>

◆編集後記

裁判員制度のスタートが間近に迫ってきました。今号では＜特集＞暮らしの法律相談のほか、滝鼻卓雄さんのインタビューにも裁判員制度の話題がでてきます。理解を深めていただく一助になれば幸いです。

本誌に関する皆さまのご意見、ご感想を下記住所またはメールアドレスまでお寄せください。今後の誌面づくりの参考にさせていただきます。

●法テラス本部総務課広報係

〒102-0073 東京都千代田区九段北4-2-6 市ヶ谷ビル6F

eメール kouhou@houterasu.or.jp